

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十七号

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基づき」の下に、「別に条例で定めるもののほか」を加える。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「臨時的任用学校職員」とは、地方公務員法第二十二条の三第一項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項第二号の規定により臨時的に任用された学校職員をいう。

第四条第二項中「第二十一条及び第二十一条の二に規定する学校職員以外の」を削る。

第五条第十一項中「再任用学校職員」を「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された学校職員（以下「再任用学校職員」という。）に改め、同条に次の一項を加える。

12 第五項から第十項までの規定は、臨時的任用学校職員には適用しない。

第十九条第一項中「（臨時の学校職員及び常勤を要しない学校職員（再任用短時間勤務学校職員を除く。以下同じ。）の給与額については、別に定めるものとする。）を削る。

第二十一条を次のように改める。

（臨時的任用学校職員の給与の特例）

第二十一条 臨時的任用学校職員のうち、委員会が給与の支給に関し他の学校職員との権衡上必要と認めて指定するものに係る給与に関する事項については、

この条例の規定にかかわらず、委員会が定める。
第二十一条の二を削る。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。